

ようこそ赤ちゃん

子育て応援

★子育てアプリ「栃木市すくすくナビ」

※16か国語対応

☎ 健康増進課 感染症対策係 ☎25-3512

栃木市すくすくナビはお子様の予防接種スケジュール管理や成長記録の保存ができるアプリです。成長の記録をスマートフォン等からすぐに見ることができる母子健康手帳の補助ツールとしてお使いいただけます。妊娠から子育て期にわたる市の情報を発信していますので妊娠届出後ダウンロードしておくくと便利です。

▶メニュー

- 妊娠・出産の記録
- 乳幼児健康診査や成長の記録
- 予防接種スケジュール
- 予防接種情報
- 協力医療機関情報
- 子育て情報 など



栃木市マスコットキャラクターとち介

下の二次元コードからスマートフォン等にダウンロード、利用登録をしてぜひお使いください！（利用料は無料ですが、通信料はお客様のご負担となります）。

※「とち介の予防接種ナビ」にご登録済みの方は、お持ちのIDとパスワードをお使いいただけます。

iOS (iPhone)の方



Androidの方



※ブラウザから<http://tochigi.city-hc.jp/>にアクセスしてお使いいただくこともできます。

広 告

安産祈願・初宮参り
七五三参り・十三参り

◎ 太平山神社

ご祈祷 受付時間 9:00～16:30
平井町太平山上 ☎ 0282-22-0227

◀詳しくはこちら

母子健康手帳の交付 **問** こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

医療機関を受診し妊娠がわかったら母子健康手帳の交付を受けましょう。

医療機関で渡される妊娠届出書(妊娠証明書)と妊娠届出書に記載してある必要書類をお持ちになり、窓口にお越しください(窓口はすこやか子育て相談室、本庁母子健康手帳交付窓口となります。各総合支所窓口は事前予約が必要です。)

※詳細は市ホームページ



出産・子育て応援ギフト事業 **問** こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

妊娠・出産・育児への不安や経済的負担を軽減するために、妊娠中に5万円、出産後5万円の応援ギフトを支給します。

なお、ギフトの支給には、個別面談が必須になります。

※詳細は市ホームページ



妊娠8か月アンケート **問** こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

出産・子育て応援ギフト事業の一環として、妊娠・出産についての相談や情報提供を行うため、妊娠8か月頃にアンケートの回答をお願いしております。

妊婦健康診査 **問** こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

妊婦さんと赤ちゃんの健康のために、定期的に健診を受けましょう。

受診時に母子健康手帳と「妊婦健康診査受診票」を提出してください。

県外の産院をご利用になる場合は必ず受診前にこども家庭センターまでご連絡ください。



妊産婦歯科健康診査 **問** こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

妊娠中と産後(1年未満)に1回ずつ「妊産婦歯科健康診査受診券」により、市内の委託歯科医院で無料でお口のチェックが受けられます。

歯周病は、早産や低出生体重児の出産の可能性が高まります。安定期に入ったら早めに歯科健診を受けましょう。

また、妊娠期・産後は口腔環境が変わりやすいため、かかりつけ歯科医をもつことをおすすめします。



母性健康指導事項連絡カード **問** こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

医師等から指導を受けた場合には、「母性健康管理指導事項連絡カード」を記入してもらい勤務先に申請してください。必要な措置を受けることができます。

妊婦訪問 **問** こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

妊娠や出産、育児などについて不安なことがありましたらご連絡ください。

保健師、助産師、看護師等がお伺いします。電話や面接、オンライン等のご相談もお受けします。

おもいやり駐車スペース利用証

問 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎21-2203 こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

妊娠7か月～産後1年の妊産婦さんへおもいやり駐車スペースを利用するための利用証を発行します。(多胎児の場合は妊娠6か月～産後2年)

Hello赤ちゃん教室 問 こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

妊娠や出産、育児について知ることができます。参加希望の方は市ホームページをご覧ください、健康増進課までお申込みください。



プレパパ教室 問 こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

これからパパになる方向けに、助産師の講話や先輩パパから育児体験談が聞けます。

詳細はホームページでご確認ください。



多胎児妊産婦さんへ 問 こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

★プレツインズ～多胎児出産準備個別教室～

妊娠初期に助産師が、訪問や面接し多胎妊娠や出産の基礎知識をお伝えます。

★産後ピア家庭訪問

多胎の育児を経験した者が家庭を訪問し、生活のご相談や育児の情報を紹介します。

★Makingツインズフレンズ～多胎育児家庭交流会～

多胎妊婦と未就園の多胎児親子を対象にした交流会を開催します。

産前産後ヘルパー派遣事業 問 こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

日中家族から家事や育児の援助を受けられない方を対象に、ヘルパーを派遣し家事・育児支援を行うサービスです。市が委託した事業所のスタッフがご家庭を訪問します。



産後ケア(短期入所・通所・居宅訪問型)

問 こども家庭センター おやはぐくみ係 ☎25-3505

出産や育児の疲れから体調がよくない、授乳がうまくいかない等の場合に、市が委託する医療機関や助産所、または自宅において助産師のケアを受けることができます。(産後1年までのお母さんと赤ちゃんが対象です)



産婦健康診査

問 とも家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

産後の身体と心の健康状態を確認するため産婦健康診査を受けましょう。

2回分(2週間、1か月)の費用助成があります。受診時に母子健康手帳と「産婦健康診査受診票・質問票」を産院の窓口へ提出してください。

こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)

問 とも家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

生後4か月までの赤ちゃんのいる全家庭に保健師または看護師がお伺いし、育児相談や子育て支援の情報提供を行います。通常生後2か月頃訪問のご連絡をさせていただきますが産後すぐに訪問希望の方はご連絡ください。



ようこそ赤ちゃん

新生児訪問

問 とも家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

生後1か月になる前に訪問希望の方はご連絡ください。

ベビーバスの貸し出し

問 とも家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

1か月無料で貸し出しますので、赤ちゃんが生まれてから電話でご連絡ください。

申請窓口

すこやか子育て相談室、本庁母子健康手帳交付窓口、各総合支所



産後里帰りを予定の方へ

問 とも家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

市外の里帰り先へ訪問希望の方はご連絡ください。

国民健康保険税・国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

問 国民健康保険税:税務課保険係 ☎21-2263 国民年金保険料:保険年金課年係 ☎21-2134

子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援の観点から、国民健康保険被保険者・国民年金第1号被保険者が出産したときには、産前産後の一定期間の国民健康保険税と国民年金保険料が免除されます。

対象者

国民健康保険被保険者及び国民年金第1号被保険者の方が対象です。

届出期間

出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

必要なもの

届書、母子健康手帳など
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

免除される期間

国保税:その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)の4か月相当分が減額されます。

年金:出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)の4か月相当分が減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

妊産婦医療費助成

問 保険年金課 医療給付係 ☎21-2136-2137

健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費(保険診療の個人負担分)を市が助成します。

対象者

栃木市に住民登録をしていて、母子健康手帳を交付されている方

助成期間

母子健康手帳を交付された月の初日(転入の際は転入日)から出産の翌月の末日までに受診した分

登録

健康保険証、母子健康手帳、通帳(口座のわかるもの)を持参し登録申請してください。受給資格者証を交付します。

助成の受け方

助成申請書と医療機関等の領収書を申請期間内(診療月の翌月から12か月以内)に提出ください。後日、登録口座に振込ます。

出産育児一時金(国民健康保険)

問 保険年金課 国保係 ☎21-2131

国民健康保険に加入している被保険者が出産したとき、出産児一人につき50万円が世帯主に支給されます(産科医療保障制度対象の出産の場合。それ以外は、48万8,000円です)。

▶直接支払制度について

被保険者が出産したとき支給される出産育児一時金50万円を、出産した医療機関の支払に直接充てることのできる制度です。

直接支払制度を希望する場合、希望しない場合双方とも出産前に手続きが必要なので、医療機関等の窓口で手続きをしてください。

医療機関等の請求額が50万円未満の場合は、差額を本人(世帯主)に支給いたします。出産後に保険年金課へ申請してください。

必要なもの

- ・直接支払制度を利用する「合意文書」
- ・医療機関等の領収書 ・国民健康保険証
- ・世帯主の通帳(口座のわかるもの)

※振込先が世帯主と異なるときは委任状に記入・押印

▶直接支払制度を利用したくない時は

出産前に医療機関等で直接支払制度を利用しない「合意文書」を交わしてください。出産後、医療機関等の出産費用を支払った後、保険年金課へ申請してください。

必要なもの

- ・直接支払制度を利用しない「合意文書」
 - ・医療機関等の領収書 ・国民健康保険証
 - ・世帯主の通帳(口座のわかるもの)
- ※振込先が世帯主と異なるときは委任状に記入・押印

広告



京呉服 高きわ

昭和53年創業
お客様からのご紹介が続く信頼の店

産着・ベビードレス



藤岡町赤麻644-5
Tel. 0282-62-3818

七五三

HP  Instagram 